

## 障がい者割引運賃について

等級に係わらず、身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者手帳をお持ちのお客様に対して以下のとおりの割引運賃の適用がございます。

### 1. 割引率

- ・普通旅客運賃の5割引（現金・I Cカードご利用のいずれも対象）  
※現金運賃を割引後、端数が出た場合は10円単位に四捨五入。  
※I Cカードはご利用が可能な路線のみとなりますのでご注意ください。
- ・定期旅客運賃の3割引（I Cカードは非対応のため対象外）  
※端数が出た場合は10円単位に四捨五入。

### 2. 対象路線

- (1) 身体障がい者手帳、療育手帳をお持ちのお客様  
⇒全路線
- (2) 精神障がい者手帳をお持ちのお客様  
⇒高速バス路線を除く一般乗合路線

※ただし、コミュニティバスは各市町により割引内容が異なりますので、ご利用市町にお問い合わせください。

※高速バス回数券、路線バス特別回数券及びキャンペーン運賃実施路線においては 対象外となる場合がございます。

### 3. ご利用方法

- ① 片道運賃お支払いの場合・・・毎回、運賃お支払い時にお持ちの手帳をご呈示願います。  
※先払い・後払いがございますので、ご注意ください。
- ② 定期券をご購入する場合・・・購入時、お持ちの手帳をご呈示願います。

### 4. 介護人に対する割引について

身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者手帳をお持ちのお客様の介護人で、当社が必要と認める方に対しても、同様の割引運賃が適用されます。（原則1名まで）